

介護保険だより

令和4年2月号

群馬県国民健康保険団体連合会

介護給付費縦覧審査確認表について

本会では、介護給付費適正化の一環として縦覧審査（一つの事業所について請求を数か月分遡って点検を行うこと。また、一人の利用者について、他の事業所の請求も併せて点検することで、請求誤りがないか確認するもの）を行っています。

点検の結果、確認が必要と認められた事業所に介護給付費縦覧審査確認表（紙帳票）を送付し、回答をお願いします。

1 介護給付費縦覧審査確認表の種類

(1) 介護給付費縦覧審査確認表（支援事業所）

居宅介護支援事業所あてに送付されます。

例：介護サービス事業所からの請求が全く提出されていない場合（返戻になった場合や過誤（給付の取下げ）を行った場合も含む）

(2) 介護給付費縦覧審査確認表（請求事業所）

居宅介護支援事業所及び介護サービス事業所あてに送付されます。

例：初回加算を2か月連続で請求している場合や医療機関の入院期間が1か月未満で加算を請求している場合

2 回答方法

問い合わせ内容については確認表に記載されております。確認の結果、請求誤りである場合は過誤「する」に○を、正当な理由がある場合は過誤「しない」に○を付け、理由を付記した上で、期限までに本会までご返送ください。

なお、確認結果により給付管理票及びサービス計画費の請求に誤りがあり、過誤となる場合は、取消の給付管理票をご提出ください。

介護給付費縦覧審査確認表（請求事業所）												
対応番号	対象種別	証記載保険者番号	証記載保険者名	被保険者番号	被保険者名	サービス提供年月	サービス	日数/回数	審査点検出力事由	サービス提供年月	事業所番号	電話番号
	居宅	10****	*****	*****	*****	R2.	介護保険施設	31	複数サービスの合計日数が受給可能日数を超過している、又は同時算定不許可が存在します	2.3	*****	*****
1									（確認調整結果記入欄）			
	確認の 観点											

以下の内容を確認の上、確認調整結果を記入してください。また、過誤をする場合は、過誤欄の「する」に○を付けて返送してください。なお、過誤処理（給付の取下げ）につきましては、取消しの給付管理票を提出してください。

過誤「する・しない」どちらかに○を付け、理由を付記してください。

3 確認事例

今回は、居宅介護支援事業所に係る事例を以下のとおり紹介します。

居宅支援：サービス計画費の請求はあるが、介護サービスの給付実績がありません（居宅支援事業所）

●事由

サービス計画費の請求があり、介護サービスの給付実績がない。

●報酬算定上のルール

サービス利用票の作成がなかった月、サービス利用票を作成するも介護サービスの利用実績がなかった月は、サービス計画費は請求できない。

●原因

サービス計画費の請求があり、給付管理票に記載された介護サービスの給付実績がない場合に、サービス計画費の請求に疑いがあるため。関連情報欄には、給付管理票に記載されている介護サービスが表示される。

●対応

関連情報欄に表示されている事業所のサービス提供状況を確認

- ①サービス提供が「ない」場合は、過誤「する」に○を付けて「確認調整結果記入欄」に理由を記載して返送してください。その場合は、**次の請求までに取消の給付管理票をご提出ください。**（給付管理票の取消をすると、サービス計画費が自動で過誤となります。）
- ②サービス提供が「ある」場合は、過誤「しない」に○を付けて「確認調整結果記入欄」に理由を記載して返送してください。
- ③新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いによる請求の場合は、「確認調整結果記入欄」に理由（例：新型コロナウイルス感染予防のため、サービス提供が行われなかった。）を記載して返送してください。

【参考】令和2年5月25日厚労省通知抜粋

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて（第11報）

問5 今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、居宅介護支援事業所において、当初ケアプランで予定されていたサービス利用がなくなった等の場合は、居宅介護支援費の請求は可能か。

回答 事業所において、**モニタリング等の必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成など、請求にあたって必要な書類の整備を行っていれば、**新型コロナウイルス感染症の影響により、**実際にサービス提供が行われなかった場合であっても請求は可能**である。

お問い合わせ先

〒371-0846

群馬県前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 2 階

群馬県国民健康保険団体連合会（介護保険課介護保険係）

TEL 027-290-1319（直通）

FAX 027-255-5077

受付時間 8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

※17：15以降はお電話をいただいても繋がらないことがあります。

ホームページ <https://www.gunmakokuho.or.jp>

★群馬県以外の事業所様については、所在都道府県の国保連合会にお問い合わせをお願いします。

インターネット



国保連合会